

黒部市 発表  
令和7年2月25日（火）

【照会先】  
黒部市総務課  
総務課長 川添 礼子  
総務課主幹 宮崎 香織  
電話 0765（54）2112

報道関係者 各位

## 条例関係(3月定例会 提出案件)

以下のとおり、条例の制定等について3月定例会に議案として提出します。

### 【①刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定】

#### 1 目的

刑法等の一部を改正する法律の公布（令和4年6月17日）により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて新たに「拘禁刑」が創設されることとなったことから、これに関連する条例について所要の改正を行うため、本条例を制定するもの。

#### 2 対象条例及び改正内容

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 「懲役」を「拘禁刑」に改める。(罰則規定)

- ① 黒部市行政不服審査会等条例
- ② 黒部市個人情報保護法施行条例
- ③ 黒部市個人情報保護審査会条例

(2) 「禁錮の刑」・「禁錮」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める。(人の資格に関する規定)

- ① 黒部市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ② 黒部市水産物地方卸売市場条例
- ③ 黒部市消防団条例

#### 3 施行期日

令和7年6月1日

### 【②黒部市くろべ市民交流センター条例の一部改正】

#### 1 目的

くろべ市民交流センター内の移住・人つなぎ支援センターを「多目的室2-3」に拡張し、また、黒部市立三日市公民館の事務所を「多目的室2-5」に移転するため、所要の改正を行うもの。

#### 2 内容

施設の利用の承認及び使用料の規定中、「多目的室2-3」及び「多目的室2-5」を削除する。

#### 3 施行期日

公布の日

### **【③黒部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び黒部市税条例の一部改正】**

#### **1 目的**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年6月7日公布）により、カード代替電磁的記録に関する規定が整備されたことから、これに影響を受ける条例について所要の改正を行うもの。

#### **2 改正内容及び対象条例**

法第2条第8項の追加に伴い、法の規定を引用する下記の条例において項ずれ対応を行う。

- (1) 黒部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- (2) 黒部市税条例

#### **3 施行期日**

令和7年4月1日

### **【④黒部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】**

#### **1 目的**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育児支援対策推進法の一部を改正する法律の公布（令和6年5月31日）に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

#### **2 内容**

- (1) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援制度の拡充  
育児中の労働者の残業免除の請求権について、子の対象年齢を引上げ（3歳になるまで→小学校就学前まで）
- (2) 職員に対する仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の義務付け  
家族が介護を必要とする状況に至った職員への個別の制度周知と意向確認、制度に関する早期の情報提供、制度を利用しやすい環境整備（研修の実施、相談体制の整備等）の義務付け

#### **3 施行期日**

令和7年4月1日

## 【⑤黒部市職員の給与に関する条例等の一部改正】

### 1 目的

令和6年の人事院勧告及び富山県人事委員会勧告による一般職の給与改定（令和7年度から実施する社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート））及び刑法等の一部を改正する法律の公布（令和4年6月17日）に伴い、これに関連する条例について所要の改正を行うもの。

### 2 内容

令和6年の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準拠し、改正を行う。

#### (1) 黒部市職員の給与に関する条例

##### ア 給料表の改定

人事院勧告による国家公務員俸給表の改定に準拠し、各給料表を改定する。

##### イ 各種手当の見直し

##### a 扶養手当：支給額の見直し

年度		年度		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
扶養親族	配偶者	6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表 7級以下			
子		10,000円	11,500円	13,000円

b 住居手当：定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給

c 通勤手当：支給限度額の引上げ及び新幹線鉄道等利用に係る要件の追加

d 管理職員特別勤務手当：支給対象時間帯の拡大

##### ウ 刑法改正関係に係る改正

期末手当の支給について人の資格に関する規定中、「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

#### (2) 黒部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

ア 特定任期付職員業績手当の廃止

イ 期末手当の支給割合を見直し、勤勉手当を新たに支給

#### (3) 黒部市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ア 扶養手当：支給額の見直し

イ 住居手当：定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給

ウ 管理職員特別勤務手当：支給対象時間帯の拡大

### 3 施行期日

(1)ウ 令和7年6月1日

上記以外 令和7年4月1日

## 【⑥黒部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

### 1 目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年11月29日公布）に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

### 2 内容

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する場合に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 【⑦黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部改正】

### 1 目的

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行（令和5年12月13日）に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

### 2 内容

#### (1) 特定空家<sup>※</sup>化を未然に防止する管理の規定整備

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるなどと認められる空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、市が指導・勧告することができる。

#### (2) 特定空家の代執行の円滑化を図るための規定整備

- ・保安上著しく危険な状態にある特定空家に対して、災害その他非常の場合において、命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時に、市が除却等の必要な措置を講じる。

#### (3) 地方自治法の規定に基づく過料の改正

### 3 施行期日

令和7年7月1日

## 【⑧黒部市立公民館条例の一部改正】

### 1 目的

くろべ市民交流センター内の移住・人つなぎ支援センターを「多目的室2-3」に拡張し、また、黒部市立三日市公民館の事務所を「多目的室2-5」に移転するため、所要の改正を行うもの。

### 2 内容

三日市公民館の使用料の規定中、「多目的室2-3」及び「多目的室2-5」を削除する。

### 3 施行期日

公布の日

## 【⑨黒部市水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正】

### 1 目的

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布（令和5年5月26日）に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

### 2 内容

水道事業における技術者確保のため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを行い、水安定供給のための基盤強化を図るもの。

(1) 布設工事監督者…水道施設の新設、浄水処理や消毒に係る施設の増築や大規模改造に携わる監督者

① 実務経験年数に他分野の実務経験も参入可能

② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加

③ 小規模水道事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に「半分」に見直し

(2) 水道技術管理者…水質の基準や給水の判断など技術上の事務に係る責任者

① 学歴・学科要件における「土木工学科」の追加

② 小規模水道事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に「半分」に見直し

### 3 施行期日

令和7年4月1日